会議の名称	民生文教委員会 開催月日・令和5年9月21日 協議 開会時間・午前・午後11時55分 協議 会問会時間・午前・午後10時16分
出 席 者	M
 欠	术件 // /冰/川 貝瓜L
オブザーバー	副議長 安井 智子
傍 聴 者	原 一郎 花村 隆 一般傍聴人1人
説明のために出席した者	石黒副市長 森教育長 山田病院長 吉村市長室長 山並企画部長 堀市民部長 横山子育て・健幸担当部長 淺井病院事務局長 今井田教育委員会事務局長 田中総合政策課長 大野市民課長 岩田市民課主幹 佐藤保険年金課長 木村福祉課長 田中福祉課課長補佐 伊藤高齢福祉課長 熊崎子育て・健幸課長 八島子育て・健幸課課長補佐 南谷病院総務課長 野辺病院総務課課長補佐 水谷病院総務課課長補佐 川田病院医事課長 小川教育政策課長 高橋学校教育課長
協議事項	 1 付託案件の審査 議第67号 羽島市手数料条例及び羽島市印鑑条例の一部を改正する条例について 議第68号 羽島市立学校設置条例の一部を改正する条例について 議第69号 羽島市いきいき元気館を廃止することに伴う関係条例整備に関する条例について 議第70号 羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 議第74号 令和5年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 議第75号 令和5年度羽島市介護保険特別会計補正予算(第1号) 議第76号 令和5年度羽島市病院事業会計補正予算(第1号) 請第76号 や和5年度羽島市病院事業会計補正予算(第2号) 市第5号 小中学校の給食費無償化を求める請願 市第6号 小中学校の給食費無償化を求める請願署名

【開会=午前11時55分】

川柳委員長

ただいまから民生文教委員会を開催いたします。

議員以外の傍聴希望がある場合についてお話しします。本 委員会に、議員の他、傍聴の申し込みがございます。委員長 においてこれを許可したいと思います。よろしくお願いをい たします。

それでは委員会を始めます。本委員会に付託されました案件は、お手元に配付された通りでございます。既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。その前に委員長からお願いいたします。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いいたします。また、執行部におかれましては、発言する前に挙手、職名発言の上、委員長の許可を得てから行うようにお願いをいたします。

最初に、「議第67号 羽島市手数料条例及び羽島市印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方はご発言ください。

(発言なし)

川柳委員長

質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。

(発言なし)

川柳委員長

討論なしとみなします。

採決を行います。議第67号は原案の通り可決することに ご異議ございませんか。

(異議なし)

川柳委員長

異議なしと認め、第67号は原案の通り可決することに決 しました。

次に、議第68号を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

(発言なし)

川柳委員長

質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。

(発言なし)

川柳委員長

討論を終わります。

採決を行います。議第68号は原案の通り可決することに ご異議ございませんか。

(異議なし)

川柳委員長

ご異議なしと認め、議第68号は原案の通り可決することに決しました。

次に、議第69号を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

南谷清司委員

議案書17ページ、議第69号 羽島市いきいき元気館を 廃止することに伴う関係条例の整備に関する条例について お尋ねします。今議会の一般質問や議案質疑で適応指導教室 こだまの移転先について、玄関脇の社会福祉協議会事務所に 大人がいるということや、地域活動センターなどを利用する 大人がいる、こういったことから不登校の児童生徒にとって は大きな精神的な負担になるので、そのような場所へ移転す べきではない、あるいは、いきいき元気館を不登校児童生徒 だけが利用できるようにすべきだと、そのような論点から移 転に反対するという意見がございました。不登校隔離主義と も言える、かなり以前に散々議論されたことなんですが、今 の羽島市議会でまた繰り返されたことについて、私自身は驚 いているところです。それはそれとして、今回のこの議案を 審議するためには、個人の一方的な思い込みや決めつけでは なく、適応指導教室こだまの関係者の気持ち、これを第一に 尊重すべきということは、これは当然のことですので、そこ の点についてお尋ねをしたいと思います。複数の大人がいる 環境は、不登校の子どもたちが支援を受け、成長する場には ふさわしくない、そして、不登校の子どもたちは、不登校の 子どもたちだけで集まるべきだという、不登校隔離主義とも 言える考え方について、適応指導教室こだまの関係者の方々 はどのように思われているのでしょうか。適応指導教室こだ まの指導者の方や、通っている子どもたちとその保護者の 方々は、複数の大人と顔を合わせる可能性のある教室へ通う ことや、不登校の子だけで過ごすような施設、建物へ通うこ とについて、どのように思われているのでしょうか。教育委 員会がお持ちの情報についてご紹介ください。また、このよ

うな議会での大人と接触を避けるべきとか、不登校隔離すべきとかいう意見に対して、教育委員会自身の不登校支援のあり方についてのお考えもご説明願います。以上です。

学校教育課長

お答えします。いきいき元気館移転について、不登校児童 生徒及び保護者への直接の聞き取りはしておりませんが、適 応指導教室の職員などからの情報や意見に基づき、現在利用 している子どもたちや保護者の状況などについて説明をさ せていただきます。不登校児童生徒の特性は多様で、一人一 人要因も思いも違いがあります。そのため、支援方法も一律 ではありません。通級に当たっては、保護者や本人との懇談、 お試し期間、いわゆる体験通級を踏まえ、一人一人に合った 支援のあり方を話し合い、正式な手続きを経て通級します。 現在、通級並びに体験通級している児童生徒の多くは、大人 に対して自然に接し、気軽に会話することができる子がいま す。また、自分で目標を持って通級するため、周りの雰囲気 に流される児童生徒も少なく感じております。保護者の方々 も、様々な人たちと触れ合ったり、多くのことを体験したり することを望んでいる傾向があります。大人との接点を持た ないようにすることや、教室を他の施設から離れた場所にす ることよりも、自分が通う学校の影響を強く受けない環境が ふさわしいと思っております。福祉ふれあい会館への移転の 際には、いきいき元気館同様、学習の幅が広がり、個別の学 習やペアの学習を繰り返し経験し、自らの学びに自信を深め ることを通して、学校復帰や進路実現を目指せるよう、今後 も支援してまいりたいと思っております。以上でございま す。

川柳委員長

その他質疑ございますか。

(発言なし)

川柳委員長

質疑を終わります。

討論を行います。討論のある方はご発言願います。

南谷清司委員

この議案に対して、賛成の立場から討論をします。私は前の職のときに、教育相談や不登校対策などの施策を推進してきました。その立場、その経験を踏まえて、賛成の討論をしたいと思います。子どもたちが学校へ登校できなくなる理由、これは様々であると、多様であると言われております。大人の集団が嫌などという、特定の理由から不登校であると

周囲が勝手に決めつけるべきではないというのは、現在の不 登校支援の根本的な考え方です。そもそも、現在の不登校支 援は、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自 立することを目指しています。不登校の子どもたちを大人や 社会から引き離して隔離していては、時間を過ごすことはで きるかもしれませんが、社会的自立にはつながりません。社 会的自立には温かい大人の目に触れ、温かい社会を実感し、 自分は守られている、理解されている、大切にされていると 心から思える環境を用意することです。そして、子どもたち の変わりたいという心にじっくりと寄り添うことです。この ようなことから、不登校支援の施設が羽島市の福祉の中心的 施設に移転することは、むしろ好ましいことだと考えていま す。そして、そこの玄関脇にいる大人は、社会福祉の仕事を していらっしゃる方ですので、不登校の子どもたちに温かく 接してくださるタイプの大人である可能性は非常に高く、ま た、発達支援センターも併設されていることから、例えば、 生きづらさを持つ子どもたちの幼・保・小の連携など、福祉 と教育の連携も期待されます。以上の理由から議第69号に 賛成します。以上です。

川柳委員長

その他討論ございますか。

(発言なし)

川柳委員長

討論を終わります。

採決を行います。議第69号について、原案の通り可決することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(举手多数)

川柳委員長

全員手が挙がりました。それでは、挙手多数でありますので、議第69号は原案の通り可決することに決しました。 次に、議第70号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

(発言なし)

川柳委員長

質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。

(発言なし)

川柳委員長

討論を終わります。

採決を行います。議第70号は原案の通り可決することに ご異議ございませんか。

(異議なし)

川柳委員長

ご異議なしと認め、議第70号は原案の通り可決することに決しました。

それでは、議第74号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

(発言なし)

川柳委員長

質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。

(発言なし)

川柳委員長

討論を終わります。

それでは、採決を行います。議第74号は原案の通り可決 することにご異議ございませんか。

(異議なし)

川柳委員長

ご異議なしと認め、議第74号は原案の通り可決することに決しました。

次に、議第75号を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

(質疑なし)

川柳委員長

質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。

(討論なし)

川柳委員長

討論を終わります。

採決を行います。議第75号は原案の通り可決することに ご異議ございませんか。

(異議なし)

川柳委員長

異議なしと認め、議第75号は原案の通り可決することに 決しました。

続きまして、議第76号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

(発言なし)

川柳委員長

質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。

(発言なし)

川柳委員長

討論を終わります。

採決を行います。議第76号は原案の通り可決することに ご異議ございませんか。

(異議なし)

川柳委員長

ご異議なしと認め、議第76号は原案の通り可決することに決しました。

次に、請第5号を議題といたします。同請願については、 既に紹介、説明が終わっておりますので、直ちに審査に入り ます。意見のある方はご発言願います。

(発言なし)

川柳委員長

意見なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。

後藤徹委員

請第5号 小中学校の給食費無償化を求める請願について、反対の立場から討論させていただきます。請願にもあるように、学校給食は教育基本法において食育との位置づけにあり、教育の一環とされています。また、義務教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせることなく、全ての小中学校で完全給食費無償化を実現することが求められています。羽島市では、保護者の経済的負担軽減等の観点から、学校給食費の全面無償化を昨年8月分より実施し、令和5年3月分まで措置を講じておりました。加えて、食材費の物価高騰分の補填も行われて

おります。昨今の社会情勢により、自治体の財政余力は厳しく、無償化の実現困難な自治体も多いことから、市ではなく、国の責任において、早急に小中学校の給食無償化を求めるべきとのことから、羽島市議会として令和5年3月24日付けで国の負担で学校給食の無償化を求める意見書を提出しています。以上のことから、本請願は不採択とすべきものとして取り扱うべきだと考えます。以上です。

南谷清司委員

請第5号の採択に反対の立場から討論します。今年の3月 議会において、同じ趣旨の請願が提出され、審議の結果、採 択に賛成が3票、採択に反対が14票で不採択の議決がなさ れています。また、同じく今年の3月議会では、国において 学校給食無償化の迅速な実施を強く求める意見書が審議さ れ、全会一致で可決されています。以上のように、半年前の 今年3月議会で不採択とし、国に対する意見書を全会一致で 可決していることから、今回も今年3月の議決を尊重して、 議会としては引き続き不採択にすべきと考えます。以上で す。

川柳委員長

その他討論はございますか。

(発言なし)

川柳委員長

討論を終わります。

採決を行います。請第5号は採択とすることに賛成の委員 の挙手をお願いいたします。

(举手少数)

川柳委員長

それでは、不採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。

(挙手多数)

川柳委員長

それでは不採択の意見が多いので、請第5号は不採択とすべきものと決しました。

それでは次に、請第6号を議題といたします。同請願については既に紹介、説明が終わっておりますので、直ちに審査に入ります。 意見のある方はご発言願います。

(発言なし)

川柳委員長

続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。

後藤徹委員

請第6号 小中学校の給食費無償化を求める請願署名について、反対の立場から討論させていただきます。先ほどの請第5号と同様の内容となりますが、昨今の社会情勢により、自治体の財政余力は厳しく、無償化の実現困難な自治体も多いことから、市ではなく、国の責任において、早急に小中学校の給食費無償化を求めるべきとのことを羽島市議会において令和5年3月24日付けで、国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書を提出しているとのことから、本請願は不採択とすべきものとして取り扱うべきだと考えております。以上です。

南谷清司委員

請第6号の採択に反対の立場から討論します。今年の3月 議会において、同じ趣旨の請願が提出され、審議の結果、採 択に賛成が3票、採択の反対が14票で、不採択の議決がな されています。また、同じく今年の3月議会では、国におい て学校給食無償化の迅速な実施を強く求める意見書が審議 され、全会一致で可決されています。以上のように、半年前 の今年3月議会で不採択とし、国に対する意見書を全会一致 で可決していることから、今回も今年3月議会の議決を尊重 して、議会としては引き続き不採択にすべきと考えます。以 上です。

川柳委員長

その他ございますか。

(発言なし)

川柳委員長

それでは、採決を行います。請第6号は採択するということに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手少数)

川柳委員長

それでは、不採択とすることに賛成の委員の挙手をお願い いたします。

(举手多数)

川柳委員長

不採択とすることに賛成の委員の挙手多数でございます。 よって、請第6号は不採択とするべきものと決しました。 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これを持ちまして、民生文教委員会を終了いたします。

ここで執行部は退席していただいて結構です。お疲れ様で した。

(委員会終了=午後0時16分)

(協議会開始=午後0時17分)

川柳委員長

続いて、協議会を開催いたします。

民生文教委員会の行政視察について確認し、報告いたします。民生文教委員会の行政視察は、地域公共交通施策について、コミュニティ・スクールについて、市民課窓口業務の民間委託について、官民一体型学校 武雄花まる学園についてでございます。これについて、10月11日から13日にかけて、山口県周南市、福岡県春日市、佐賀県武雄市で調整し、実施することといたします。実施にあたり、令和5年7月3日に開催されました正副委員長会議におきまして、議長より、行政視察は地方自治法、会議規則の他、議員活動に関する申し合わせ事項第20から、行政視察についての確認事項により、公費にて行う、そして、委員会の調査活動であるということを深く理解していただくよう伝達がありました。委員におかれましては、ご理解の上、臨まれますようお願いを申し上げます。

以上で、民生文教委員会を今日民生文教委員会の協議会を 終了いたします。なお、委員長報告についてはご一任願いま す。本日はご苦労様でございました。

【委員会終了=午後0時19分】